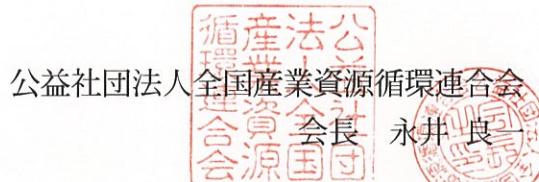


全産連発第122号  
令和2年10月15日

各正会員

会長・理事長 様  
安全衛生関連委員会 委員長 様



### 労働災害情報の提供について（第10報 累計12件目）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当連合会では、令和元年8月27日付け全産連発第249号にてご連絡いたしました通り業界内の労働災害に関する報道情報を収集し、未然防止対策と併せて情報共有するための取り組みを行っております。

今般、正会員より地元紙に掲載された労働災害に関する報道資料の連絡がございましたので、参考となる類似事故とその対策情報等を併せて情報提供いたします。累計12件目となります。

つきましては、事業者の方がこうした情報を自社の安全衛生活動に活用できるよう正会員協会加盟の会員企業に対し情報提供いただく等、格段のご配慮、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、労働災害情報の提供にご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上

全産連労災発生情報 No.202010-1 「家屋で汚水タンク清掃作業中に死亡」

## 【新聞記事】

【取材】汚水タンクを運搬中の作業員が死亡した事件について、現場の概要と、事故原因の調査結果について、現場責任者に話を聞いた。

【取材】汚水タンクを運搬する際は、危険性が高いため、安全確認の手順を定めています。一人でタンクを運ぶ場合は、必ず2人以上で運搬する規定です。また、タンク内に汚水がある場合は、必ず換気装置を使用してから運搬します。

【取材】この事故では、タンク内の汚水が漏れ出し、作業員が窒息死した可能性があります。また、タンクが倒れたり、転倒したりする危険性も考慮されています。

【取材】この事故の原因としては、主に以下の3点が挙げられます。  
①タンク内の汚水が漏れ出し、作業員が窒息死した。  
②タンクが倒れたり、転倒したりする危険性。  
③換気装置の使用が不適切だった。

※事故発生場所や時期等を特定されることがないよう墨塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	有害物
災害の種類（事故の型）	有害物等との接触
被害者数	死亡者数：1人 休業者数：1人

## 【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- 1 作業開始前に沈殿槽内の沈殿物の状況等を確認するとともに、作業場所の有害物を適正に測定し、作業計画を定めること
  - 2 作業中は作業場所の換気を継続して行うこと
  - 3 作業主任者を配置してその職務を的確に行わせること
  - 4 作業員に対して安全衛生教育を徹底すること
  - 5 安全衛生管理体制を整備し、安全衛生活動を実施すること

## 【類似事故】

# ホテルの汚泥沈殿槽の清掃作業中に硫化水素中毒



↑ イラストをクリックすると拡大表示されます。

### 発生状況

この災害は、ホテルの地下汚泥沈殿槽内において清掃の準備作業に従事していた作業者2名が硫化水素を吸入して意識障害を起こし、また、その救出に当たった作業者1名も同様に硫化水素を吸入し中毒になったものである。

当日は、沈殿槽内清掃の初日で、午前中は槽内の排水、堆積汚泥の攪拌等を行い、午後1時20分頃から槽内の作業環境測定が行われた。

その後、被災者Aはジェット洗浄による汚泥除去作業のため、被災者Bは清掃前の現況写真撮影を行うため、別々のマンホールからほぼ同時に槽内に入った。

その直後に、汚泥が多量に堆積した箇所に降り立ったBが意識を喪失した。

AはBを救出しようとしたが、自分も気分が悪くなつたためマンホール外に居る作業員に救助を求めた。

Aから救助を求められた現場責任者Cは、A、Bを救出するためマンホール内に入ったが自分も気分が悪くなり倒れた。

その後、3名は、他の作業員等に救助されホテルの医務室に運ばれ、救急処置が施された結果いずれも回復した。

この災害の原因としては次のようなことが考えられる。

- 1 汚泥沈殿槽内に硫化水素ガスが滞留していたこと
- 2 作業環境の測定方法が不適切であったこと
- 3 汚泥沈殿槽内の換気を十分に行わなかったこと
- 4 作業主任者の職務を十分に行っていなかったこと
- 5 救助作業時に空気呼吸器等を使用させていなかったこと

資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）